

【事業概要④】 特定供給事業者再工ネ設備等設置支援事業

1. 事業概要

令和7年4月に施行する建築物環境報告書制度に参加する事業者（特定供給事業者）を対象に、事業計画の提出を前提に、太陽光発電設備等の一括補助を実施し、再工ネ機器等の設置拡大に向けた計画的な取組を後押しします。

2. 補助額等

補助内容	補助率・額
太陽光発電設備	12万円/kW(上限36万円、3.6kW以下)
	10万円/kW(3.6kW超50kW未満)
機能性PV上乘せ	上限5万円(又は2万円)/kW(50kW未満)
陸屋根のマンション等への架台設置上乘せ	上限20万円/kW(50kW未満)
蓄電池	3/4(上限19万円/kWh、6.34kWh未満の場合)
	3/4(上限15万円/kWh、6.34kWh以上の場合)
V2H	1/2(上限50万円)
V2H(太陽光発電設備を設置し、ZEVを所有する場合)	10/10(上限100万円)

3. その他

- ・ 助成条件等の詳細は決まり次第お知らせします。(5月中旬受付開始予定)
- ・ 令和5年4月1日から受付開始までの期間に設置された助成対象事業についても適用を予定していますので、令和5年度の申請受付開始を待ってご申請ください。

4. 事業ホームページ

準備中です。

なお、太陽光発電設備の設置に対する東京都の助成事業(全般)については、以下のホームページをご確認ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/subsidy.html

